



# 島根県報

平成19年12月21日 (金)  
第 1,942 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者福祉課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	( " )	1
換地計画書の縦覧 ( 2 件 )	(農村整備課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更 ( 3 件 )	( " )	3
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	(労働政策課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
選管告示		
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		5
公安規則		
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部)	6

## 告 示

### 島根県告示第1046号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
堀江薬局エル店	出雲市大社町北荒木625 - 2	育成医療 更生医療	平成19年 4月1日

### 島根県告示第1047号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
ドラッグストアサンデー ズ浜田店	順天堂薬局サンデーズ浜田 店	浜田市田町116 - 6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 12月1日
ドラッグストアサンデー ズ江津店	順天堂薬局サンデーズ江津 店	江津市嘉久志町2425 - 19	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 12月1日

島根県告示第1048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う江津地区上長良工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年12月21日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第1049号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う江津地区久保川工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年12月21日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第1050号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
雲南市木次町北原1193 - 59、1193 - 60
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
雲南市木次町北原1191 - 9
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第1051号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
雲南市吉田町深野字深野547 - 1、547 - 5、547 - 6、552 - 7、552 - 16から552 - 18まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第1052号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和61年7月23日農林水産省告示第1172号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1053号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和61年8月8日農林水産省告示第1388号(5に係るものに限る。)、昭和62年8月27日農林水産省告示第1212号、昭和62年12月12日農林水産省告示第1549号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1054号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額(平成12年島根県告示第220号)の一部を次のように改正し、平成19年12月21日から施行する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表中「、家庭用電気治療器調整」及び「、浴槽設備施工」を削る。

島根県告示第1055号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 小野中
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次に結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市白岩町口449番	1号
” 口448番1	2号及び3号
” 口446番	4号

"	□247番	5号
"	□243番 6	6号
"	□243番 2	7号
"	□240番 1	8号
"	□242番 1	9号
"	□238番続 1	10号
"	□238番	11号及び12号
"	□229番	13号及び14号
"	□230番 1	15号
"	□225番	16号及び17号
"	□223番 3	18号
"	□221番 2	19号
"	□222番	20号
"	□218番 1	21号

1 区域の名称 美女原中

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から17号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
仁多郡奥出雲町三成1414番 4	1号
" 1414番16	2号及び3号
" 1414番95	4号
" 1414番37	5号から8号まで
" 1414番60	9号及び10号
" 1414番52	11号及び12号
" 1414番 5	13号から15号まで
" 1414番27	16号
" 1414番 4	17号

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 2 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

平成19年12月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

1,392

隠岐海区

435

## 公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年12月21日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

### 島根県公安委員会規則第26号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署森山駐在所の項所管区の区域の欄中「福浦（松江警察署美保関駐在所の所管区の区域を除く。）」を「美保関、雲津、福浦」に改める。

本則の表松江警察署美保関駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署西交番の項中「出雲警察署西交番」を「出雲警察署出雲市駅前交番」に、「出雲市今市町」を「出雲市駅北町」に改める。

本則の表江津警察署跡市駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署有福駐在所の項所管区の区域の欄中「跡市町の一部（出原、金口）、千田町の一部（大年迫）」を「跡市町、千田町、井沢町、清見町」に改める。

### 附 則

この規則は、平成19年12月28日から施行する。